
令和5年第1回泉南市議会定例会 議会議案書

議 案 一 覧 表

(令和5年3月8日提出)

| 議 案 | 件 名 | 委員会名 | ページ |
|----------------|-----------------------------|---------|-----|
| 委員会提出 議案第1号 | 泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について | 議会運営委員会 | 1 |

委員会提出議案第1号

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月8日提出

議会運営委員会委員長 堀 口 和 弘

提案理由

令和5年4月1日から成長戦略室並びに公共施設再編室の設置に伴い、所要の改正を行う必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例

泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務産業常任委員会 7人

- ア 行政経営部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 成長戦略室の所管に属する事項
- エ 公共施設再編室の所管に属する事項
- オ 都市整備部の所管に属する事項
- カ 会計課の所管に属する事項
- キ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- ク 他の委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

- ア 市民生活環境部の所管に属する事項
- イ 福祉保険部の所管に属する事項
- ウ 健康子ども部の所管に属する事項

エ 教育委員会の所管に属する事項

オ 農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。